

## 協 定

### 【清水漁業協同組合・清水地区遊漁船団体】 共第15号共同漁業権漁場及び鎌ヶ崎漁場利用協定書

#### 協 定 書

清水漁業協同組合「以下甲という。」と清水港の遊漁船及びプレジャーボートの所属団体「以下乙という。」は、甲の管理する共第15号共同漁業権漁場および鎌ヶ崎漁場利用について、次の通り協定を締結する。

#### 「目的」

本協定は、共第15号共同漁業権漁場及び鎌ヶ崎漁場における魚族資源の維持確保及び漁場の荒廃を防止するため、漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートの秩序ある漁場利用を推進し、操業上の紛争を未然に防止することを目的とする。

#### 「信義、誠実の義務」

甲及び乙は、信義、誠実をもって、この協定を忠実に守らなければならない。

#### 「共第15号共同漁業権漁場内の制限」共同漁業権区域は別紙1、アンカー釣り可能区域は別紙2を参照

漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートを問わず、全区域アンカー釣り禁止  
ただし、次に掲げる区域についてアンカー釣りを可能とする。

- ①貝島前護岸に沿って沖に向かい200mの範囲  
※遊漁船業務及びプレジャーボートによるアンカー釣り・流し釣り問わず18時から24時まで
- ②外港防波堤（沖堤）沖の船舶泊地
- ③折戸沖の通称ツボ  
※漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートを問わず4月1日から10月31日まで

☆上記の範囲で、夜間（日没から日の出まで）の太刀魚のアンカー釣り及び、土・日・祝日は時間・魚種の制限なくアンカー釣りを可能とする。

ただし、貝島前については時間制限を優先し、ツボについては期間制限を優先して適用する。

#### 「鎌ヶ崎漁場の協定水域」水域については別紙2を参照

#### 「鎌ヶ崎漁場協定水域内の制限」

☆陸側水域 遊漁船業務及びプレジャーボートを問わず遊漁者1人につき釣具は1道具のみとし、1船につき8道具までとする。まき餌かごは1仕掛けにつき1個とし、その大きさは、直径5cm、長さが15cm以下のものとする。  
活エサ釣り（ヒラメ釣等）は遊漁船業務およびプレジャーボートは10月から6月まで

☆沖側水域 漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートを問わず船主を含め2名までの操業とする。  
まき餌は禁止とする。活エサ釣り（ヒラメ釣等）は禁止とする。  
（補足）陸側水域で釣りをした後、沖側水域での釣りは禁止する。  
ただし、沖側水域から陸側水域への移動は認める。

#### 「鎌ヶ崎漁場操業期間」

＜夏時間＞ 4月1日から9月30日まで

午前6時00分から午前11時00分まで（漁場内航行は開始5分前からとする。）  
ただし、漁業者は午前5時00分から午前11時00分まで

＜冬時間＞ 10月1日から3月31日まで

午前6時30分から午前11時30分まで（漁場内航行は開始5分前からとする。）

ただし、漁業者は午前5時30分から午前11時30分までとする。  
(補足) 漁場内操業を目的としない航行により、漁場内を通過する際はこの限りではない。

#### 「鎌ヶ崎漁場休漁期間」

協定書において定めていた7月1日より8月31日までの休漁期間を廃止する。  
ただし、鎌ヶ崎漁場の資源状況に応じて随時、休漁期間について協議する。

#### 「指導船」

漁船操業及び遊漁船業務・プレジャーボートの秩序を守るため、指導船を設置する。ただし、設置に関する諸費用は指導船所属の各団体の負担とする。指導船は、船上に指導船の旗を掲げ、操業及び遊漁の秩序、水域を指導するものとする。なお、指導の際は細心の注意を払いトラブルを防ぐこと。

#### 「違反船の取り扱いについて」

違反船については、各団体が責任を持って指導する。

#### 「漁獲の体長及び採捕数の制限」

次の表に掲げる水産動物は下記の基準（大きさ、措置・命令が発出されている場合）により採捕してはならない。また採捕した場合は放流しなければならない。  
沿岸クロマグロ漁獲は国際約束の資源管理に基づく承認漁業であり、承認漁業者のみが実施可能である。遊漁船業者・プレジャーボートについても、承認漁業者と同様の資源管理対象者であり、静岡県が定める上限数量に基づき、静岡県より発出される早期是正措置や採捕停止命令を遵守する。

| 魚 種                            | 基準（大きさ）                        | 魚 種                                    | 基準（大きさ）                            |
|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|
| マ     ダ     イ<br>ヒ     ラ     メ | 体長 1 7 c m 以下<br>体長 3 0 c m 以下 | ブ                      リ<br>その 他 の 魚 種 | 体長 2 0 c m 以下<br>体長 1 0 c m 以下及び稚魚 |
| 魚 種（名            称）            |                                | 基            準（措置・命令）                  |                                    |
| クロマグロ（メジ、ヨコワ、シビ等）              |                                | 静岡県発出の早期是正措置及び採捕停止命令を遵守                |                                    |

#### 「注意義務」

乙は、航行及び遊漁船業務・プレジャーボートによる遊漁行為に際しては、甲の組合員が行う漁業行為の慣習を把握し、甲の組合員の漁業行為を妨げてはならない。

#### 「安全対策」

小型船は、事故防止策として3m以上のポールを立て形象物（旗等）を掲げるものとする。  
また、事故防止策として免許・登録不要の2馬力以下のミニボートに対して、協定及び安全対策の周知に努め、協力を呼び掛ける。

#### 「有効期間」

本協定の有効期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲乙双方に異議が生じない場合には、自動的に一ヶ年延長する。また、本協定の施行開始より、前協定は無効とする。

#### 「協議」

この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙双方協議のうえ処理する。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、記名押印の上各1通を保有する。

## 共第15号共同漁業権漁場及び鎌ヶ崎漁場利用協定図

